

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画の推進に当たっては、滋賀県人権施策推進本部 を中心とし、関係部局相互の連携・協力を確保しながら、総合的かつ効果的な推進を図るとともに、各部局においては、この計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

2 人権教育・啓発の実施主体との連携

人権教育・啓発は、国、県、市町村の行政をはじめ、企業、NPO 等でそれぞれの取り組みが行われています。人権教育・啓発を効率的に進め、また効果的な結果を生み出すためには、これらの主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら総合的な取り組みにしていくことが必要です。

(1) 国との連携

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関連する施策を総合的、計画的に推進しています。また、地方公共団体等に対しては、国の計画趣旨に沿った自主的な取り組みを展開することが期待されています。

このため、人権啓発においては、滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会 を中心に、地方法務局および人権擁護委員 が行う啓発活動との連携を図ります。また、国の作成した啓発冊子、イメージキャラクター等の資源を効果的に活用します。

(2) 市町村との連携

地域に根ざしたきめ細かな人権教育・啓発の推進を図るためには、市町村の果たす役割が非常に大きいことから、市町村との連携を強化するため、県と市町村相互の情報の共有化や市町村が行う活動の支援に努めます。また人権擁護委員 に協力する制度である市町村の人権擁護推進員制度 が効果的に運用されるよう、人権擁護推進員 の資質の向上を支援します。

(3) (財)滋賀県人権センターとの連携

同和問題をはじめとする人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を県域で総合的に行う(財)滋賀県人権センター との連携を図ります。このため、同センターが行う事業を支援します。

(4) 企業・NPO・民間団体等との連携

企業・NPO・民間団体等の自主的な啓発活動を促進するため、情報や学習機会の提供などの支援に努めます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成22年度(2010年度)までとします。

4 計画の評価

この計画の実施状況を年度ごとに把握して公表するとともに、以後の計画の推進に反映します。

また、人権施策推進本部で、計画目的の達成状況进行评估します。そのため、人権に関する県民意識を定期的に調査するほか、県施策評価制度 に基づく評価結果を活用します。

計画期間中の社会情勢等の変化については、これを適切に反映しながら施策を推進するほか、必要に応じて計画自体の見直しを行います。